

日時：平成 25 年 1 月 30 日（水）10：00～  
場所：柳川市民会館 第 2 会議室

## 第 2 回柳川地域審議会資料

### ◇目次

柳川地域審議会委員名簿	1
地域審議会の概要	2
審議会の設置に関する協議書	3
地域審議会の経緯	5
合併協定項目の進捗状況	6
柳川地域審議会答申と対応状況	20
新市建設計画の執行状況	33
柳川地域振興基金の用途について	35

## ■柳川地域審議会委員名簿

	氏名	機関・団体及び役職	備考
1	石橋 正二郎	P T A 連 合 会 副 会 長 ( 平 成 2 5 年 1 月 3 0 日 よ り )	交代
2	大城 昌平	柳川山門医師会	
3	篠倉 智文	柳川農業協同組合 理事	
4	園田 照彦	柳川地区漁協協議会 会長	
5	高田 治吉	柳川市体育協会 会長	
6	立花 民雄	柳川文化協会 会長	
7	立花 寛茂	柳川商工会議所 会頭	
8	築嶋 智之	公募委員	
9	富永 英子	公募委員	
10	中島 美雪	柳川市民生委員児童委員協議会	
11	藤木 利美子	クリーン連合会 理事	
12	眞崎 勝子	柳川商工会議所女性会 会長	
13	松岡 尚志	柳川商工会議所青年部 会長 ( 平 成 2 5 年 1 月 3 0 日 よ り )	交代
14	山崎 美代子	柳川市地域婦人会連絡協議会 理事	副会長
15	山田 守	柳川市行政区長代表委員協議会 副会長	会長

(五十音順)

任期：平成 25 年 12 月 20 日まで

## ■地域審議会の概要

### 1 制度の趣旨

市町村が合併することにより、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるという懸念や不安に対応し、また、新市の施策全般に住民の意見をきめ細かに反映することができるよう、平成 11 年に合併特例法の改正により創設された制度です。

### 2 地域審議会の設置

地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきもので、新市において必ず置かなければならないものではありませんが、本市では、法定協議会の協議の結果、旧 1 市 2 町それぞれに設置することにしました。

### 3 設置の手続き

地域審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の附属機関で、条例を制定し、設置しなければなりません。また、合併特例法第 5 条の 4 の規定により、合併関係市町村は、合併前に地域審議会の設置を決定することとされています。

本市の場合、平成 16 年 8 月 22 日に各市町で地域審議会の設置について議決しています（同年 8 月 23 日告示・次ページ参照）。

### 4 設置期間

合併日（平成 17 年 3 月 21 日）から平成 27 年 3 月 31 日まで

### 5 地域審議会の役割

地域審議会は次のような事項について審議し、市長に意見を述べることとなります。

- ① 新市建設計画の変更に関するもの
- ② 新市建設計画の執行状況に関するもの
- ③ 新市の基本構想の作成・変更に関するもの
- ④ その他市長が必要と認めるもの

### 6 任期

2 年。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間。  
（※現委員の任期は平成 23 年 12 月 21 日～平成 25 年 12 月 20 日）

### 7 公開

会議は原則として公開で行いますが、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができます。また、審議会に使用した資料や議事録は、市のホームページなどで積極的に情報公開に努めます。

## ■地域審議会の設置に関する協議書

### 柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の廃置分合に伴う 地域審議会の設置に関する協議書

平成 17 年 3 月 21 日から柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町を廃し、その区域をもって新たに「柳川市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定により、「柳川市」に廃置分合前の柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の区域（以下「設置区域」という。）ごとに、地域審議会を設置することとし、同条第 2 項の規定により、当該地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項について、下記のとおり定めるものとする。

#### 記

##### （設置）

第 1 条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

名 称	設 置 区 域
柳川地域審議会	廃置分合前の柳川市の区域
大和地域審議会	廃置分合前の大和町の区域
三橋地域審議会	廃置分合前の三橋町の区域

##### （設置期間）

第 2 条 審議会の設置期間は、合併の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

##### （所掌事務）

第 3 条 審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

##### （組織）

第 4 条 審議会の委員の数は、それぞれ 15 人以内とする。

2 委員は、設置区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者

- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者  
(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。  
(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の任命後、最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。  
(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長が定める部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

平成16年8月23日

柳川市長 河野 弘史 印

大和町長 石田 宝蔵 印

三橋町長 矢ヶ部広巳 印

## ■地域審議会の経緯

□H16. 08. 22 地域審議会設置に関する議決（翌 23 日告示）

□H17. 03. 21 1 市 2 町合併

□H17. 07. 26 第 1 回地域審議会開催（3 地域同時開催）

◇第 2 回以降は各地域ごとに開催

◇任期 2 年（H19. 07. 25 まで）

◇任期中計 6 回開催

※審議会では、新市の現状に関する説明、新市建設計画の概要説明、総合計画策定に係る報告等を受け、それらの事項についての審議を行った。

□H18. 06. 09 地域的課題に関する答申

※地域における現状や課題などの地域特性を考慮し、計 4 回の協議を経た上で、委員の意見を取りまとめて地域的課題（要望事項）を答申した。

□H20. 02. 14, 15 （改選後）第 1 回地域審議会開催

□H21. 01. 14, 15 第 2 回地域審議会開催

□H22. 01. 13, 14, 15 第 3 回地域審議会開催

□H23. 12. 21, 22 （改選後）第 1 回地域審議会開催

□H25. 1. 28, 30 第 2 回地域審議会開催（今回）

## ■合併協定項目の進捗状況

### □合併協定項目について

合併協定項目とは、合併協議会において協議する事項で合併に関する基本事項や法等により合併までに決めておく事項、事務事業でも住民生活に深く関係する事業を協定書という形でまとめたもので、項目数は各合併協議会の判断で異なりますが、柳川市では以下の40項目となっています。

その中で、合併までに調整のつかないもの（期間的に無理なものや新市が成立しないと実施できないものなど）を未調整項目としていますが、新市の一体感の醸成のためにも、早期の調整が求められており、毎年度進捗状況を把握しながら、未調整項目の着実な解消を進めています。

以下の合併協定項目のうち、■の項目は、平成23年度末の未調整項目、■の項目は、平成23年度に調整済になった項目で枠内がその進捗状況です。

### 1 合併の方式

柳川市、大和町、三橋町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

### 2 合併の期日

合併の期日は、平成17年3月21日とする。

### 3 新市の名称

新市の名称は、「柳川市」とする。

### 4 新市の事務所の位置

- 1 新市の事務所の位置は、現在の柳川市役所（柳川市大字本町87番地1）の位置とする。
- 2 現在の柳川市役所を柳川庁舎、大和町役場を大和庁舎、三橋町役場を三橋庁舎と呼称する。
- 3 庁舎の利用方式は、本庁方式とし、各市町の現庁舎に窓口業務を置く。ただし、本庁の施設規模を考慮し、本庁以外の庁舎に本庁の機能を一部分散する。
- 4 将来の新市の事務所の位置については、交通事情や他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、地理的な中心部を念頭に検討する。

### 5 財産及び債務の取扱い

- 1 1市2町の財産（公有財産・出資による権利・基金）及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

- 2 基金のうち、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金は、合併時に統合するものとし、その他の基金については、旧市町単位で地域振興基金を創設し、10年間に限って特例的に運用する。ただし、三橋町の商工会館建設助成基金及び奨学資金等貸付基金は、従来の目的のまま引き継ぐ。

## 6 地域審議会の設置

- 1 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、柳川市、大和町、三橋町の各区域において設置する。
- 2 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

地域審議会の設置に関する協議 条文省略(3, 4p 参照)

## 7 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項(在任特例)の規定を適用し、現在の1市2町の議員は、合併の日から1年7カ月間、引き続き新市の議会議員として在任する。
- 2 地方自治法第91条第1項の規定に基づく議会議員の定数は、24人とする。ただし、在任特例期間終了後、最初に行われる議会議員の一般選挙における議員の定数は、30人とする。
- 3 公職選挙法第15条第6項の規定に基づく選挙区は、設置しない。

## 8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- 1 農業委員会等に関する法律第3条及び同法施行令第1条の3に定める要件により、新市に一つの農業委員会を設置する。
- 2 1市2町の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号(在任特例)の規定を適用し、合併後、1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定適用後、初めて実施する農業委員会の一般選挙における、選挙による委員の定数及び選挙区の取扱いは新市において調整する。

## 9 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 柳川市、大和町、三橋町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- 2 職員数は、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。
- 3 給与、任用、配置その他の身分の取扱いは、公平に取り扱うものとする。
- 4 職名は、合併時に統一する。

## 10 地方税の取扱い

### 1 地方税の税率

- (1) 個人住民税の均等割は、年額3,000円とし、所得割は現行のとおりとする。
- (2) 法人住民税の均等割は、現行のとおりとし、法人税割の税率は、柳川市の例による。
- (3) 固定資産税は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は、現行の税率を採用する。
- (4) 特別土地保有税、軽自動車税及び市町村たばこ税は、現行のとおりとする。
- (5) 入湯税は、柳川市の例による。

### 2 地方税の非課税、減免

- (1) 非課税は、現行のとおりとする。
- (2) 減免は、合併時までに調整する。
- (3) 入湯税の課税免除は、柳川市の例による。

## 11 特別職の身分の取扱い

特別職（行政区長及び消防団員は除く。）の身分は、その設置、人数、任期、給与及び報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等は、法令の定めるところによる。給与の額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 2 市議会議員の報酬の額は、合併時までに調整する。
- 3 行政委員会の委員数及び任期は、法令の定めるところによる。報酬の額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 4 審議会、委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 現に1市2町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
  - (2) 1市、1町、1市1町又は2町にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
  - (3) 人数、任期及び報酬額は、柳川市の例をもとに調整する。
- 5 その他の特別職で、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期及び報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。
- 6 新市の職務執行者については、1市2町の長が別に協議して定める。給与の額は、柳川市の例をもとに調整する。

## 12 条例・規則等の取扱い

条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・決定された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備する。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行するもの
- 2 合併後、旧市町の区域に暫定的に施行するもの

### 3 合併後、逐次制定し、施行するもの

## 13 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構は、総合的な住民サービスの向上に充分配慮しながら、合併協定項目「新市の事務所の位置」の確認事項並びに下記の「新市における事務組織及び機構の整備方針」により整備する。

### 1 新市における事務組織及び機構の整備方針

- (1) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- (2) 住民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (3) 簡素で効率的な組織・機構
- (4) さまざまな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- (5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

## 14 使用料・手数料の取扱い

- 1 使用料は、施設の内容及び建設年度が異なり、また、地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとし、減免規定は合併時まで調整する。ただし、同一または類似する施設の使用料は、新市において統一するよう努める。
  - (1) 柳川市民会館使用料は、住民が利用しやすいように、合併時までに見直す。
  - (2) 小・中学校施設及び温泉給湯の使用料は、柳川市の例による。
  - (3) 公園、漁港、道路及び行政財産の使用料は、合併時に統一する。
  - (4) 水路使用料は、新市において調整する。
- 2 手数料は、合併時に統一する。

## 15 一部事務組合等の取扱い

- 1 1市2町内で構成する一部事務組合
  - (1) 柳川市、三橋町、大和町消防厚生事業組合は、合併の日の前日に解散し、合併の日に至るまでの事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐ。
  - (2) 柳川、三橋下水道組合は、合併の日の前日に解散し、合併の日に至るまでの事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。
- 2 1市2町を越えて構成する一部事務組合
  - (1) 有明広域葬斎施設組合、大川市外1市2町衛生組合、柳川市外三カ町土木組合、花宗太田土木組合及び東山老人ホーム組合については、当該組合と協議を行い、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- 3 構成市町村が多数の一部事務組合等
  - (1) 福岡県市町村災害共済基金組合及び福岡県自治振興組合については、当該組合と協議を行い、合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
  - (2) 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合については、当該組合と協議を行

い、大和町及び三橋町が合併の日の前日に当該組合を脱退し、新市において合併の日に消防団員等公務災害補償等共済基金に加入する。

(3) 福岡県自治会館管理組合については、当該組合と協議を行い、大和町及び三橋町が合併の日の前日に当該組合を脱退する。

(4) 福岡県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日までに調整する。

(5) 福岡県南広域水道企業団については、当該企業団と協議を行い、柳川市及び大和町が合併の日の前日に当該企業団を脱退し、新市において合併の日に当該企業団に加入する。

(6) 有明広域市町村圏協議会については、当該協議会と協議を行い、合併の日の前日に当該協議会を脱退し、新市において合併の日に当該協議会に加入する。

#### 4 土地開発公社等

(1) 柳川市土地開発公社は、合併の日に定款変更等を行い、新市の土地開発公社として存続する。

(2) 三橋町土地開発公社は、合併の日の前日までに解散し、合併の日に新市の土地開発公社にすべての財産を引き継ぐ。

(3) 大和町開発公社は、合併の日の前日までに解散する。

### 16 町・字の区域及び名称の取扱い

1 町・字の区域については、現行のとおりとする。

2 町・字の名称については、次のとおりとする。

(1) 「大字〇〇（従来の名称）」中「大字」を削除する。

(2) 「柳川市大字〇〇」を「柳川市〇〇」とする。

「山門郡大和町大字〇〇」を「柳川市大和町〇〇」とする。

「山門郡三橋町大字〇〇」を「柳川市三橋町〇〇」とする。

### 17 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、各団体の実情・自主性等を考慮しながら、次のとおり取り扱うものとする。

1 1市2町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう支援に努める。

2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう支援に努める。

3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。

### 18 各種団体への補助金・交付金の取扱い

各種団体への補助金・交付金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において補助金等審査会（仮称）を早急に設置し、交付基準等を検討した上で、合併後2年間で調整する。

ただし、統合された各種団体に対する補助金・交付金については、新市の補助金交付基準が整備されるまでの間は、現行の制度・交付額を基本に調整する。

## 19 慣行の取扱い

- 1 市章及びシンボルマークは、合併時までに公募し、協議会で決定する。
- 2 市の花・木・歌、市民憲章及び宣言は、新市において調整する。
- 3 行事（式典等）は、合併時までに調整する。
- 4 姉妹都市等は、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて調整する。
- 5 表彰は、新市において調整する。

## 20 国民健康保険事業の取扱い

### 1 税率、賦課方式等

- (1) 国民健康保険の税率は、医療費等の動向を考慮しながら、合併時に統一する。  
。（1人当たりの平均保険税額は、現在各市町ほぼ同額であるので、16年度の平均保険税額に医療費の増減分を加味した額となるよう調整する。）
- (2) 賦課方式は、医療保険分を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式、介護保険分を所得割、均等割、平等割の3方式とする。
- (3) 納期は、大和町、三橋町の例により年10期（6月～翌年3月）とし、算定は柳川市の例により7月本算定とするよう調整する。
- (4) 徴収方法は、現行の口座振替及び納付書納付を新市に引き継ぐ。

### 2 国民健康保険保険給付費支払準備基金

- (1) 国民健康保険保険給付費支払準備基金（国民健康保険財政調整基金）は、新市に引き継ぐ。

### 3 給付事業

- (1) 保険給付事業（出産育児一時金及び葬祭費）は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 高額療養費貸付事業は新市においても引き続き行い、貸付金額等の事業内容は合併時までに調整する。
- (3) はり、きゅう、マッサージ施設利用事業の国民健康保険分は、柳川市の例により調整する。

### 4 保健事業

- (1) 啓発事業の健康優良表彰事業及び医療費通知事業は、新市において事業を引き継ぎ、他の事業は合併時までに調整する。
- (2) 単独事業のうち、健康診査事業は新市に引き継ぐ。人間ドック事業は三橋町の例により実施し、他の単独事業は合併時までに調整する。

### 5 国民健康保険運営協議会

- (1) 国民健康保険運営協議会は新市で新たに設置し、委員構成については類似団体と比較し、合併時までに調整する。

## 21 介護保険事業の取扱い

- 1 介護保険事業については、新市において法令の定めに基づき実施する。
- 2 介護保険事業の実施方法については、合併時まで調整する。

## 22 行政区の名称及び区域の取扱い

- 1 行政区の区域は、当面現行のとおりとし、新市において見直す。

現在本市には322の行政区があり、250を超える世帯を持つ行政区と、8世帯から10世帯という小さな行政区が20以上あり、行政区間での受持ち戸数に大きなばらつきが生じている状況です。

平成20年10月に行政区適正化委員会から、行政区のあり方や適正規模等についての意見書が提出されたことを受けて、庁内検討委員会を設置し、行政区のあり方などについて検討を重ねてきましたが、各行政区の成り立ちには地縁や血縁、お宮さんなど歴史的な背景や地域事情があるため、行政区の区割り変更は、自治会活動にも影響を与えることから、非常に難しい課題であります。ただ、世帯数が少ないために、地域コミュニティ活動が困難な行政区については、その機能・運営が可能となるよう統合しなければならないと考えております。その際には、当該行政区の主体性を基本に、少しでも円滑に統合ができるよう、協議の場への担当職員の出席や統合に関する情報の提供・諸課題の調整などを行っていきたいと考えています。

- 2 行政区の名称は、現行のとおりとする。ただし、同一名の行政区については、合併時まで調整する。
- 3 行政区の組織、行政区長及び隣組長（班長）の業務内容、報酬等は、合併時まで調整する。

## 23 広報広聴の取扱い

- 1 広報
  - (1) 広報紙は、発行日、発行回数及び配布方法を合併時まで調整する。
  - (2) 声の広報は、協力を得ている各ボランティア団体と協議し、合併時まで調整する。
  - (3) 市勢要覧は、新市において速やかに発行する。
  - (4) ホームページは、新市において開設する。
  - (5) 情報公開制度は、合併時まで調整する。
- 2 広聴
  - (1) 行政への意見・要望の聴取の方法は、新市において調整する。

## 24 消防団の取扱い

- 1 1市2町の消防団は、合併時に再編する。
- 2 団員の年齢は、18歳以上とする。
- 3 団長、副団長及びその他の役員の任期は、1期2年とする。
- 4 消防団の定数は、729人以内とする。
- 5 新市の消防団は、団長1人、副団長3人とする。ただし、合併年度及びそれに続く4年度間は、団長3人、副団長7人とし、団長のうち1人を総括団長とする。
- 6 報酬及び費用弁償については、合併時まで統一する。

## 25 消防防災の取扱い

- 1 防災会議は、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。
- 2 水防協議会は、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。
- 3 災害対策本部は、合併時に組織を編成する。

## 26 人権に関する事業の取扱い

- 1 人権啓発事業等
  - (1) 人権啓発事業は、差別のないまちづくりを推進するため、各市町の取り組みを尊重し、新市において、より積極的な啓発に努める。
  - (2) 人権擁護及び同和問題に関する条例は、合併時に統一する。
- 2 男女共同参画事業
  - (1) 男女共同参画を推進するため、新市において行政組織体制を確立し、行動計画の策定及び事業の推進に努める。
  - (2) 男女共同参画推進協議会は、新市において設置する。

## 27 納税に関する取扱い

- 1 地方税の納期
  - (1) 個人住民税は、柳川市の例により合併時まで調整する。
  - (2) 法人住民税は、現行のとおりとする。
  - (3) 固定資産税は、柳川市の例により合併時まで調整する。
  - (4) 入湯税は、柳川市、大和町の例による。
  - (5) 市町村たばこ税は、現行のとおりとする。
- 2 納税方法
  - (1) 口座振替及び納付書で行うものとする。
  - (2) 納付については、口座振替を推進する。
  - (3) 大和町の納税組合及び前納報奨金は、合併時に廃止する。

## 28 窓口の取扱い

- 1 昼休みの対応など窓口サービスは、住民サービスを向上させるよう合併時に統一する。

- 2 総合窓口については、大和町の例をもとに、新市において速やかに導入を図る。
- 3 夜間、休日サービスを向上させるため、自動交付機を各庁舎に設置する。

## 29 各種福祉事業の取扱い

### 1 総合福祉

- (1) 民生児童委員及び主任児童委員は現状のまま新市に引き継ぎ、委員数は新市において調整する。
- (2) 民生児童委員及び主任児童委員活動費は支給し、支給額は新市において調整する。
- (3) 民生委員推薦会委員数は、合併時に法定数内で調整する。
- (4) 災害弔慰金は、現行のまま新市に引き継ぐ。償還は半年賦償還とする。
- (5) はり・きゅう・マッサージ施設利用事業の一般会計分は、三橋町の例をもとに合併時まで調整する。
- (6) 福祉施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。

### 2 高齢者福祉事業

- (1) 1市2町で取り組んでいる国・県補助事業は、現行の実施方法・メニュー等を調整し、新市において実施する。
- (2) 敬老祝金支給事業は、三橋町の例をもとに調整する。
- (3) 高齢者生きがい活動支援通所事業は、平成16年度から国の補助が廃止されるので、介護予防事業の機能訓練B型（いきいきクラブ等）に漸次移行する。

### 3 障害者福祉事業

- (1) 国・県の法定及び補助事業は、現行の実施方法等を調整し、新市において推進する。
- (2) 施設間の相互利用事業及び訪問入浴サービス事業は、新市において推進する。
- (3) 身体障害者自動車改造助成事業は、柳川市の例による。
- (4) 重度障害者に対する見舞金の支給は廃止し、障害者福祉タクシー利用券支給事業の充実を図る。
- (5) 自動車燃料費助成事業は、廃止する。
- (6) 障害者福祉計画は、1市2町で策定した計画をもとに、新市において新たに策定する。

### 4 児童福祉事業

- (1) 保育所徴収金（保育料）の階層区分は、大和町及び三橋町の例による。
- (2) 保育所徴収金は、合併時に統一する。
- (3) 第3子からの保育所徴収金は、柳川市の例により無料とする。
- (4) 学童保育事業（児童館を含む）は、現行のまま新市に引き継ぎ、地域の要望等を踏まえて充実する。
- (5) 特別保育事業及び子育て支援短期利用事業は、柳川市の例により促進する。

## 30 保健事業・医療制度の取扱い

- 1 がん検診等事業
  - (1) 各種がん検診等事業は、1市2町の実施内容が同じであり、新市において引き続き実施する。
- 2 健康づくり事業
  - (1) 食生活改善教室(食生活改善推進員養成講座)は、統合する方向で調整する。
  - (2) 健康まつりは、合併時まで調整する。
  - (3) 新世紀健康まちづくり推進基本計画は、新市において実施していくよう努める。
  - (4) 単独事業は、合併時まで協議・調整する。
- 3 老人保健事業
  - (1) 健康診査及び各種肝炎ウイルス検診は、1市2町とも法の定めにより実施しているため、新市において引き続き実施する。
- 4 母子保健事業(健診・健康相談)
  - (1) 1市2町で行っている各種健康診査事業は、新市において継続し、内容を充実する方向で調整する。
  - (2) 健康相談事業は、合併時まで柳川市のメニューを基本に調整する。
- 5 予防接種事業
  - (1) 1市2町で行っている各種予防接種事業は、新市において継続する。
  - (2) 予防接種健康被害調査委員会は、新市において新たに設置する。
- 6 介護予防事業
  - (1) 介護予防事業は合併時まで事業メニューを調整し、新市において継続する。
- 7 救急医療対策
  - (1) 医師会の救急医療業務(在宅当番医制・病院群輪番制)及び歯科医師会休日救急診療は、新市において引き続き加入する。
- 8 各種医療制度
  - (1) 老人医療は法に基づく事業であり、また、重度心身障害者医療費、乳幼児医療費及び母子家庭等医療費は県事業であるため、新市において継続する。

## 31 水道事業の取扱い

- 1 水道料金等
  - (1) 料金に関する取扱いは、柳川市、三橋町の例による。
  - (2) 加入金は、柳川市、三橋町の例による。
  - (3) メーター使用料は、廃止する。
- 2 徴収事務等
  - (1) 料金徴収方法は、大和町の例による。
  - (2) 料金の減免は、現行のとおりとする。
  - (3) 工事補助は、柳川市の例による。
- 3 手数料
  - (1) 設計手数料は合併時に廃止し、その他の手数料は、柳川市、三橋町の例による。

## 32 環境衛生事業の取扱い

- 1 ごみ処理及びし尿処理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 小型合併処理浄化槽設置補助については、大和町、三橋町の例による。
- 3 生ゴミ処理機等設置補助は、調整して新市に引き継ぐ。
- 4 環境衛生に関する事業は、合併時まで調整する。
- 5 環境審議会は、新市において新たに設置する。
- 6 新市において、環境基本法に基づく環境基本計画を策定する。

## 33 商工・観光事業の取扱い

- 1 商工業事業
  - (1) 商工業振興施策は、商店街空き店舗活用事業や商品券発行事業などの事業を積極的に取り組めるよう新市において調整する。
  - (2) 企業誘致制度は、新市において優遇措置を盛り込んだ新たな制度を創設する。また、大和町における産炭地域振興施策は、新市に引き継ぐ。
  - (3) 中小企業経営支援は、合併時まで調整して新市に引き継ぐ。経営安定資金融資信用保証料補助金は、柳川市、大和町の例をもとに調整する。
- 2 観光事業
  - (1) 観光振興施策は新市に引き継ぐとともに、新たに地域の特色を生かした施策を展開する。
  - (2) 観光基本計画は、新市において地域の観光資源を総合的に有効活用して新たに策定する。
  - (3) 1市2町で行われている各種イベントは、地域の活性化を図るため、新市において地域性、趣旨などを尊重して調整する。
- 3 勤労者、消費生活事業
  - (1) 雇用促進事業、消費生活相談事業、勤労者福祉事業などは新市に引き継ぐ。

## 34 農水産事業の取扱い

- 1 農業
  - (1) 地域農業マスタープランは、新市において新たに策定する。
  - (2) 農業振興地域整備計画は現行のまま新市に引き継ぎ、新市において見直しを検討する。なお、農業振興地域整備に係る協議会は、合併時まで調整する。
  - (3) 地域水田農業ビジョンは、新市において統一する。
  - (4) 農業振興に関する国・県補助事業は、生産者ニーズに応えるため最大限に活用し、新市において積極的に推進する。
  - (5) 1市2町の単独の農業振興事業は、事業の趣旨、実績、効果を的確に把握し、新市において調整する。
  - (6) 認定農業者、担い手の生産組織などは、新市に引き継ぐ。
  - (7) 農業近代化資金利子補給事業などの経営支援は新市に引き継ぐとともに、利子補給率は合併時に統一する。

- (8) 農業生産基盤の整備は、新市においても引き続き積極的に推進する。
- (9) 土地改良事業の受益者負担金元利償還金補助は、現行のまま新市に引き継ぐ。

## 2 緑化の推進

- (1) 緑化推進事業は、新市に引き継ぐ。

## 3 水産業

- (1) 水産業の振興は、新市において積極的に事業を推進する。
- (2) 福岡県水産振興対策事業の負担割合は、新市において統一する。
- (3) 有明海の早期再生のため、新市においても国・県と連携し、積極的に漁場の保全に努める。
- (4) 水産業生産基盤の整備及び計画は、新市においても引き続き積極的に推進する。
- (5) 漁業近代化資金利子補給事業などの経営支援は新市に引き継ぐとともに、利子補給率は合併時に統一する。

# 35 建設事業の取扱い

## 1 道路

- (1) 市町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、道路種別は、新市において見直す。
- (2) 道路整備計画については、新市において新たに策定する。また、事業実施については、新市において調整する。
- (3) 用地費、補償費の基準について、合併前からの継続事業分は現行のとおりとし、新規事業分は合併時に統一する。
- (4) 市町道の管理については、新市で速やかに調整する。

## 2 水路

- (1) 水路（クリーク）及び水辺環境保全に対する取り組みは、新市においても積極的に推進する。
- (2) 水路整備について、合併前からの継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- (3) 水路管理条例は合併時に新たに制定し、水路の管理方法は新市で速やかに統一する。

# 36 都市計画事業の取扱い

## 1 都市計画区域等

- (1) 都市計画区域は新市に引き継ぐこととし、新市において必要に応じて見直す。
- (2) 都市計画マスタープランの策定及び法定の都市計画審議会の設置は、新市において速やかに行う。

## 2 都市計画関連事業

- (1) 柳川駅東部土地区画整理事業は、新市に引き継ぐ。
- (2) 密集住宅市街地整備促進事業は、新市に引き継ぐ。
- (3) 街路事業は新市に引き継ぐ。一部の街路については都市計画マスタープランの策定及び都市計画決定の際に見直す。
- (4) 公園整備事業は、現在の整備計画を新市に引き継ぐとともに、公園管理については合併時まで調整する。
- (5) **緑の基本計画は、新市において速やかに策定する。**

**景観計画や都市公園等整備事業等の関連施策と調整を図りながら検討する予定です。**

- (6) 国土調査事業は、新市に引き継ぐ。なお、大和町の一部については数値法により再調査を実施する。
- (7) 公共下水道事業は、現状のまま新市に引き継ぐとともに、その他の下水道事業は新市において調整する。
- (8) **景観条例は、新市において制定する。**

**平成 24 年 10 月から施行開始。**

## 37 公営住宅事業の取扱い

### 1 施設整備

- (1) 1市2町の公営住宅の整備計画は、新市に引き継ぐ。
- (2) 「公営住宅ストック総合活用計画」は、新市において速やかに策定する。

### 2 使用料等

- (1) 使用料(家賃)は、公営住宅法及び公営住宅法施行令に基づき算出するため、新市において現行の料金体系を引き継ぐ。
- (2) 住宅管理(設置)条例及び条例施行規則は、新市において制定する。

## 38 学校教育事業の取扱い

### 1 学校教育施設

- (1) 各市町の施設整備計画を尊重しながら、新市において新たな整備計画を作成し、小・中学校の均衡ある整備を行う。

### 2 学校教育事業

- (1) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助費は、柳川市の例による。
- (2) 修学旅行実施基準は、柳川市の例による。
- (3) 教育研究所は、新市に引き継ぎ、より一層の拡充、整備を図る。

### 3 通学区

- (1) 通学区は、合併後も当面は現状のままとし、新市において住民の意向を踏ま

え児童生徒数の動向並びに小・中学校の適正規模及び適正配置の観点から検討を行う。

#### 4 学校給食

- (1) 学校給食の実施方式は、現状のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 柳川市の中学校給食は、合併後早急に検討し実施する。
- (3) 1食単価、給食回数は、三橋町の例による。
- (4) 給食費は、大和町の例による。
- (5) 基本メニューは、合併時に統一する。

### 39 生涯学習事業の取扱い

#### 1 社会教育・体育施設

- (1) 生涯学習施設は、現状のまま新市に引き継ぐ。なお、住民の教育向上及び健康保持のために、充実した施設環境の整備に努める。
- (2) 公民館施設及び体育施設は、合併時に休館日・開館時間帯を統一し、その他の施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 2 公民館

- (1) 市民の地域活動を促進するため、学習活動、健康づくり、コミュニティ活動等の拠点となる校区等を単位とした公民館を整備する方向で検討する。  
新市において、財政的な負担を考慮しながら公民館の適正な管理運営に努める。
- (2) 大和町中央公民館・三橋町中央公民館は、それぞれ大和町公民館、三橋町公民館として、新市に引き継ぎ、新たな公民館組織は合併時まで調整する。
- (3) 町内公民館(分館)の建設補助金は、大和町の例による。なお、公民館の活動補助金、館長謝礼等は、合併時まで調整する。

#### 3 図書館

- (1) 図書館・図書室を有効活用するため、合併後速やかに図書館利用カード1枚で対応できるようネットワークを整備する。
- (2) 図書館サービス(休館日・利用時間・貸出冊数等)は、合併時に統一する。
- (3) 大和町雲龍の館の図書室は、拡充する方向で検討する。

#### 4 各種講座・行事・大会

- (1) 共通する各種講座・行事・大会は合併時に統合し、その他の事業は合併時まで調整する。

#### 5 文化財

- (1) 国・県指定、市・町指定文化財は、新市に引き継ぐ。
- (2) 新市において、文化財の指定基準を設け、適切な保護に努める。

### 40 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

## ■柳川地域審議会答申と対応状況

平成 17 年 11 月 21 日、市長が旧柳川市の地域の課題に関する意見を求め、柳川地域審議会に諮問しました。これを受け、地域審議会では地域の状況や課題などを把握するために 4 回の討議を重ね、平成 18 年 6 月 9 日に答申を行いました。

平成 24 年 9 月末現在の答申に対する対応状況は以下のとおりです。

### 1 施設使用料・減免団体の調整 (P73 : ④受益者負担の確立)

～施設ごとに使用料や減免団体の基準が異なり、一部の施設に予約が集中したり、料金徴収の際にトラブルになるなど混乱しています。市民サービスの均一化・格差是正に向け、早急な解決を要望します。

対応課	企画課
20 年度までの対応状況	平成 19 年 3 月 27 日に市民代表者による「施設等使用料検討委員会」から答申が行われ、平成 19 年 6 月定例会において可決。平成 19 年 10 月 1 日から施設の使用料（取扱い）を統一しました。 <b>※平成 19 年度に調整済み</b>

## 2 交通手段の確保 (P173 : (2) 交通手段の確保)

～福祉巡回バスは、週2日の運行となっており、利用しにくい状況にあります。駅までの交通手段や庁舎間の交通手段としても利用できるような見直しを要望します。

対応課	企画課
H20年度までの対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○巡回バスを西鉄柳川駅まで延長することについては、西鉄バスや堀川バスの路線と競合するため、現状では困難。</li> <li>○平成18年10月から各ルート週2日の運行を両開線は週6日、蒲池・昭代線は週3日に見直し。</li> <li>○平成19年4月1日から路線を変更し、昭代線の見直しや柳川リハビリセンター、温水プールに停留所を設置。</li> <li>○平成20年度には、路線等について具体的に協議していくため、道路運送法に基づく「柳川市地域公共交通会議」を8月に、「交通会議幹事会」を2月に設置。</li> </ul>
H21年度の対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成21年10月から、地域公共交通会議での検討を経て、ショッピングモール、商店街方面への路線延長を実施。</li> <li>○平成22年3月に「柳川市地域公共交通体系整備計画」を策定し、市内公共交通の現状や課題の整理、市民の利用ニーズの把握に加え、今後の市の公共交通のあり方についてまとめた。</li> </ul>
H22年度の対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成23年3月に地域の利用実態に沿った、長期的にも持続可能な地域生活の足として利用される公共交通を整備するため「柳川市地域公共交通総合連携計画」を策定した。</li> <li>○平成23年3月12日の新幹線の開業に合わせて、JR筑後船小屋駅と西鉄柳川駅間の路線バスが開設されました。</li> </ul>
H23年度以降の対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成23年11月から昭代線に1か所、蒲池線に4か所のバス停を追加し、<b>利便性の向上を図った。</b></li> <li>○平成23年11月に交通空白地域の解消、交通サービスの地域格差の軽減のため、<b>大和・三橋地域に巡回バスの試験運行を開始。</b></li> </ul>

### 3 通学路の防犯灯設置（P193：③防犯灯の設置促進及び緊急連絡体制の整備促進）

～農村部では街灯などがほとんどなく、中学校の部活動などで帰りが遅くなる子どもを持つ保護者は不安を抱えています。集落内は市の補助制度を活用して自主的な整備に努めますが、通学路をはじめ地域の境などに公設の防犯灯を設置するよう要望します。ただし、農作物に影響を与えないように深夜等、時間帯により消灯するなど配慮していただくようお願いいたします。

対応課	学校教育課、安全安心課
H20年度までの対応状況	<p>○柳川市では通学路も含めて各地区の防犯灯設置の希望があった場合は、総務課が担当している「柳川市防犯灯設置補助要綱」により、設置費の2万円を限度に補助を行っています。</p> <p>○通学路については市内全中学校長への直接聞き取り調査を実施し、その結果を踏まえ、平成20年8月に「柳川市防犯灯整備計画」を策定しました。主な内容として、通学路防犯灯については中学校長からの要望箇所54箇所を平成21年度から2カ年間で整備することとしています。</p>
H21年度の対応状況	<p>○平成21年7月1日に「柳川市防犯灯設置補助要綱」を改定しました。これにより、各地区が集落間で支柱のない箇所に、新たに支柱を設置して防犯灯を設置する場合には、設置費の7万円を限度に補助できるように制度を拡充しました。</p> <p>○通学路防犯灯についても「柳川市防犯灯整備計画」に基づいて、平成21年度は各中学校から要望のあった54箇所のうち電柱共架する24箇所に防犯灯を設置しました。</p>
H22年度の対応状況	<p>「柳川市防犯灯整備計画」については、平成21年度から2カ年計画で54箇所の整備をすることとしていましたが、さらに要望がありましたので、21年度の24箇所、22年度の26箇所の設置に加え、23年度には、25箇所の設置をする予定です。また、24年度についても検討をしています。</p>
H23年度以降の対応状況	<p><b>市では、中学校の通学路で、主に、部活動後に帰宅する場合の暗い通学路を対象として、中学校と協議した要望箇所に、これまで21年度24灯、22年度26灯、23年度25灯を設置し、24年度は23灯を予定しています。今後も、中学校と協議し、是非とも必要と判断した指定通学路の箇所へ設置する予定です。</b></p>

#### 4 道路整備の促進（P170：（1）道路交通網の体系的な整備）

～平成20年春に開通予定の有明海沿岸道路は、旧柳川市の蒲池地区を通ることとなり、広域高速道の整備に併せて、市民の生活道路となっている水田大川線の拡幅や高橋中牟田線の国道385号への接続を早期に実現するよう要望します。また、市外からの主要道で、現在朝夕の交通渋滞が目立つ国道385号・県道久留米柳川線については、バイパス整備を早期に行うことを要望します。

また、通学路の安全確保のため、小中学校付近の道路の歩道の設置や拡幅を要望します。特に東宮永小学校前の道路は幅員が狭く、早急な対応をお願いします。

対応課	建設課、まちづくり課
20年度までの対応状況	<p>各道路整備の状況については次のとおりです。</p> <p>①水田大川線は、久留米柳川線と交差する金納交差点改良工事に平成18年度より工事着手し、平成19年度末現在用地買収完了。工事については、水田大川線L=356mを完了（繰越含む）。平成20年度久留米柳川線L=172mを完了しました</p> <p>②市道高橋中牟田線の道路新設については、平成18年末までに測量と地元説明会を終え、平成19年度に用地買収A=8,650㎡と物件移転補償5件の契約、20年度も用地買収（A=6,245㎡）と物件移転補償（7件）、さらに一部工事に着手しています。</p> <p>③国道385号バイパスは、有明海沿岸道路供用開始（平成20年春）に併せて、国道208号から東蒲池交差点までのL=780mを平成20年3月29日供用開始しました。さらに、東蒲池交差点より北区間の市道高橋中牟田線交差点付近までの用地買収に着手しました。</p> <p>④久留米柳川線バイパスは、ルート決定後、地元説明会を開催し、平成19年度より整備区間の測量調査設計を実施し整備計画を検討しています。また、現在作成中の中期的計画への位置付けと早期事業化に向け協議中です。</p> <p>⑤小中学校付近の歩道設置・拡幅については、地権者の同意が得られ、安全確保に効果がある箇所を優先的に整備しており、平成18年度は、中山小学校前・昭代第二小学校前・東宮永小学校西側の工事を、平成19、20年度は、東宮永小学校西側の歩道設置と昭代第一小学校南側の道路新設の工事を実施しました。</p>
H21年度の対応状況	<p>②市道高橋中牟田線については、平成20年度で用地買収をA=6,246㎡、物件移転補償を7件、また道路改良工事L=230m施工しました。平成21年度も継続して用地買収をA=869㎡、物件移転補償を3件、また道路改良工事L=365m施工しました。また事業地A=5,290㎡において埋蔵文化財発掘調査を実施しました。</p> <p>③国道385号バイパスは、事業主体である県で未供用区間の柳川～大川間</p>

	<p>(3,860m)の完成に向けて鋭意事業を進められております。柳川区間においては、引続き用地等の交渉を行うとともに、文化財発掘調査や水路整備等の工事を実施しております。</p> <p>④久留米柳川線バイパスは、現在、国が実施している交通需要予測調査のデータ等により、県がバイパス計画の再検討作業に入る予定であります。</p> <p>⑤小中学校の歩道設置・拡幅については、平成20・21年度に東宮永小学校西側の歩道設置と昭代第一小学校南側の道路新設の工事を行いました。平成22年度についても継続して工事を施工する計画です。</p>
H22年度の対応状況	<p>②市道高橋中牟田線については、平成22年度で用地買収をA=19.21㎡、物件移転補償を2件、また道路改良工事L=1,050m施工しました。平成23年度までに国道385号線までの工事を完了し、継続して次期事業の計画を進めていきます。</p> <p>③国道385号バイパスは、事業主体である県で未供用区間の柳川～大川間(3,860m)の完成に向けて鋭意事業を進められており、大川区間は平成22年春に供用開始されました。残りの柳川区間においては、引続き用地等の交渉を行うとともに、文化財発掘調査や水路整備(ボックス)等の工事を実施しております。</p> <p>④県道久留米柳川線バイパスについては、バイパス道路建設と現道整備の方針が示されており、柳川区間においては、現道整備として、下田町区間で歩道整備と道路線形を、含めた道路改良事業に着手しており、現在、測量設計、用地測量が完了し、用地交渉を行っているところです。</p> <p>また、金納交差点の南側にある金納橋の架け替えとJA柳川蒲池支所までの歩道設置を含む道路改良工事が実施されました。</p> <p>⑤小中学校の歩道設置・拡幅については、平成22年度に東宮永小学校西側の歩道設置と昭代第一小学校南側の道路拡幅、皿垣小学校東側市道の一部拡幅の工事を行いました。平成23年度についても継続して工事を施工する計画です。</p>
H23年度以降の対応状況	<p>②市道高橋中牟田線については、平成23年度で第2工区(県道久留米柳川線から国道385号線バイパスまでのL=1,280m)の施工が完了し、供用を開始したところです。平成24年度は次期事業として第3工区に着手したところです。用地測量、地質調査、測量設計の委託業務を行う予定です。</p> <p>③国道385号バイパスは、事業主体である県で未供用の柳川区間の完成に向けて鋭意事業が実施されております。今後は一部残っております用地等の交渉を行うとともに、道路整備の進捗を図っていきます。</p> <p>④県道久留米柳川線バイパスについては、バイパス道路建設と現道整備の方針が示されており、柳川区間においては、現道整備として、下田町区間で歩道整備と道路線形を、含めた道路改良事業に着手しており、現在、用地</p>

	<p>交渉を行っているところです。また、金納交差点から北の東札木橋区間（約420m）においても現在道路改良のための測量が実施されております。</p> <p>⑤小中学校の歩道設置については、平成23年度で東宮永小学校の西側の2件の用地買収及び物件移転補償を行いました。平成24年度では、買収した箇所L=61mの歩道設置を完了しました。</p>
--	--

5 総合運動公園の整備（P105：②総合運動公園などの整備）

～公認の試合が実施できる陸上競技場、サッカー場、野球場などを含めた総合運動公園の整備を要望します。

対応課	生涯学習課 → まちづくり課 → 生涯学習課
20年度までの対応状況	<p>柳川市総合計画及び柳川市教育施策で、健康づくりのための生涯スポーツ・レクリエーション活動推進のための基盤整備の充実を図るため、スポーツ施設の充実をあげており、その中で、</p> <p>①競技スポーツの拠点施設としての総合運動公園の推進を図る。 ②既存のスポーツ施設の整備・充実に努める。</p> <p>としています。このようなことから、市民の方が安心して利用できるよう、施設整備を柔軟に対応するとともに、市内小中学校の体育館、運動場を開放し有効活用に努めております。</p> <p>総合運動公園整備については、施設建設費、その後の運営・維持費等の財政問題を含め、市民、諸団体、スポーツ競技団体等関係者の意見等を調整し、総合的に検討していきたいと考えています。</p>
H21年度の対応状況	<p>○平成21年6月議会において総合運動公園調査費が承認され、基本構想の策定に着手。</p> <p>○平成21年10月に機構改革で総合運動公園整備室を新たに設置。</p> <p>○平成22年3月に「柳川市総合運動公園基本構想」を策定</p>
H22年度の対応状況	<p>平成21年度に「柳川市総合運動公園基本構想」を策定し、総合運動公園の整備事業に取り組んでいましたが、市民アンケート調査の結果や市議会からの意見等をもとに、総合運動公園の整備は、将来的な課題として残し、既存施設の改修や充実を図ることとし、平成23年9月に改修計画書を作成しました。平成24年度から平成26年度までの3ケ年間で計画書に基づき、老朽化や住民ニーズに対応した施設整備を行う予定です。</p>
H23年度以降の対応状況	<p><b>総合運動公園の整備は、平成23年度に市民アンケート調査の結果や市議会からの意見等をもとに、将来的な課題として残し、既存施設の改修や充実を図ることとし、改修計画を作成しました。この計画に基づき、平成24年度は大和グラウンド整備、柳川市民テニスコートの人工芝化、小学校グラウンド（矢ヶ部、藤吉、中島、大和）4校の照明灯設置や市民体育館、B&amp;G海洋センターにフットサル用の防球ネット設置等を、改修計画書に基づいて実施を行っています。</b></p> <p>平成25年度につきましても、改修計画書に基づき、市民グラウンドの整備、トイレ改修やむつごろうランド野球場のバックネット改修、三橋グラウンドトイレ改修、三橋体育センター防球ネット設置や大和テニスコートの人工芝化等を実施する予定です。</p>

## <その他委員からの意見>

### ◇ 城南町交差点の交通渋滞解消（P170：（1）道路交通網の体系的な整備）

～城南町の交差点は、歩車分離信号となっており、以前より朝夕の渋滞がひどく、その周辺的生活道路まで混雑しています。歩行者の安全を第一に渋滞解消策を要望します。

対応課	安全安心課
H20 年度までの対応状況	<p>信号については、公安委員会（警察）が設置しています。設置後渋滞がひどくなったため、以前も改善策を要望し、信号の切り替わり時間を何度となく変更しながら、渋滞が緩和できるような適切な時間になるように調整を行っています。</p> <p>この交差点では、過去に青信号で横断中の歩行者が右折車両にはねられ死亡する事故が発生したこともあって、歩行者の安全確保に効果がある歩車分離信号が導入された経緯があります。渋滞解消の抜本的な方策は、どの方向からも交通量が多いので通過車両が減らない限り難しい状況ですが、信号による改善が可能かどうか警察と協議していきます。</p> <p>しかしながら、歩車分離信号の導入後、交通事故が激減しており、歩行者等交通弱者を交通事故から守ることを考えると、現在設置している歩車分離信号の運用にご理解をお願いします。</p>
H21 年度以降の対応状況	<p>平成 15 年 6 月、城南町交差点で、青信号で横断中の歩行者が右折車両にはねられ死亡する事故が発生したことが歩車分離式信号機設置のきっかけとなっています。同交差点付近には、中学校、高等学校、市民体育館やコンビニエンスストアなどがあり、学生をはじめ多くの利用があることから、歩行者の安全確保を図るため、平成 15 年 9 月 1 日に福岡県公安委員会（警察）が歩車分離式の信号を設置しました。</p> <p>同信号機設置後、同交差点内の事故は激減し、平成 21 年中には同交差点内では対歩行者事故は発生していません。</p> <p>なお、当初、住民から警察署に交通渋滞がひどくなったという意見が多く寄せられたため、渋滞解消に向けて、平成 18 年までに何度となく信号機の時間調節を行い、これにより最近では警察署や市役所に対して同交差点の渋滞に関する意見や苦情等は寄せられていません。</p> <p>以上のことから、城南町の歩車分離式信号は歩行者等交通弱者を交通事故から守ることに有効であるとの共通認識をお持ちいただき、現在設置している歩車分離信号の継続・運用に改めてご理解をお願いします。（調整済み）</p>

◇ 行政区の見直し（P77：（４）行政区の見直し）

～旧柳川市では行政区の見直しを合併前に進めていましたが、合併によって中断している状況です。現状では、行政区の受持世帯数は10戸から300戸までバラツキがあるため、早期の見直しを要望します。

対応課	総務課
20年度までの対応状況	<p>現在、行政区の受け持ち世帯数は9世帯から約230世帯と大きな差があり、行政区で活動を行う際に、小さいがゆえに、あるいは大きいがゆえに活動に問題を抱えているところもあるようです。そこで、平成19年11月27日に「行政区適正化委員会」を設置し、行政区のあり方や行政区長の役割まで含めて検討を行い、平成20年10月6日に委員会から市長に対して意見書が提出されました。しかし、具体的に行政区のバラツキを是正するための方法や基準は示されなかったため、今後、市内部において検討委員会等で協議しながら見直しに取り組んでいくことにしています。</p>
H21年度の対応状況	<p>行政区適正化委員会の意見を受け、市役所内の16の関係課からなる柳川市行政区適正化庁内検討委員会を平成21年2月13日に発足させました。委員会では、「行政区長の業務の明確化」「小規模行政区の解消」「行政区の設定」「未加入者対策」について協議しました。</p>
H22年度の対応状況	<p>現在本市には322の行政区があり、250を超える世帯を持つ行政区と、8世帯から10世帯という小さな行政区が20以上あり、行政区間での受持ち戸数に大きなばらつきが生じている状況です。</p> <p>平成20年10月に行政区適正化委員会から、行政区のあり方や適正規模等についての意見書が提出されたことを受けて、庁内検討委員会を設置し、行政区のあり方などについて検討を重ねてきましたが、各行政区の成り立ちには地縁や血縁、お宮さんなど歴史的な背景や地域事情があるため、行政区の区割り変更は、自治会活動にも影響を与えることから、非常に難しい課題であります。ただ、世帯数が少ないために、地域コミュニティ活動が困難な行政区については、その機能・運営が可能となるよう統合しなければならないと考えております。その際には、当該行政区の主体性を基本に、少しでも円滑に統合ができるよう、協議の場への担当職員の出席や統合に関する情報の提供・諸課題の調整などを行っていきたいと考えています。</p>
H23年度以降の対応状況	<p>平成22年度と同じ状況で、各行政区の成り立ちには地縁や血縁、お宮さんなど歴史的な背景や地域事情があるため、「行政区長の受け持ち世帯数の平準化」や「行政区統合の基準」など適正化に向けた方針決定までには至っていないのが現状であります。ただ、世帯数が少ないために、地域コミュニティ活動が困難な行政区については、その機能・運営が可能となるようにしなければならないと考えております。その方法として行政区の統合があり、</p>

	その際には、当該行政区の主体性を基本に、市としましても行政区と自治会の区分をよく説明するなど、統合に向けた助言や指導に取り組んでいくことにしています。
--	---

◇ 水辺の散歩道などの清掃（P185：（3）環境教育の推進）

～水辺の散歩道や学校周辺は、定期的に学生が中心となって清掃が行われていますが、十分に清掃されているとは言えない状況にあります。観光資源の一つとして、市が清掃し、観光客にも歩いて見ていただける状況になるよう要望します。

対応課	観光課、まちづくり課、生活環境課
20年度までの対応状況	<p>現在、クリーン連合会を中心に各地区で自主的に一斉清掃や害虫駆除などがおこなわれており、環境関連のボランティア団体も積極的に道路や水路、河川の清掃などに携わっています。</p> <p>平成16年8月には、民間団体が主体となった「道守柳川ネットワーク」が設立され、現在30団体、600人の会員で年3回、水辺の散歩道など観光客が訪れる観光名所周辺の清掃活動をしています。また、毎年8月（1日～7日）の観光週間には、市民50団体、約1,200人の協力を得て、早朝一斉清掃を行っています。</p> <p>今後も住みよいまちづくりに向かって地域で取り組み、情報を共有し、活発な活動ができるよう支援していきます。</p>
H21年度以降の対応状況	引き続き、クリーン連合会や各地域、団体等による自主的な一斉清掃等が行われており、活動を支援しています。（調整済み）

◇ 未利用地の開放（深町団地）（P73：⑦未活用財産の有効活用）

～市営深町団地は現在取り壊され、空き地の状態となっています。再活用の方針決定まで、一時的に地域住民に開放する（グラウンドゴルフ場等に貸し出し、清掃管理まで依頼するなど）ことができないか検討を要望します。

対応課	財政課
20年度までの対応状況	<p>遊休状態である市有財産は、柳川市未利用財産検討委員会の審議を経て、活用方針が決定されており、深町団地跡地については、自主財源の確保の観点から、平成20年度に一般競争入札による公売を実施しましたが、入札参加者がなく不落となりました。しかし、再度、常時公募方式に変更し、年度内売却を進めることといたしております。</p> <p>売却までの期間、地域住民に開放することは、グラウンドとしての機能も有しておらず、管理上の問題も考えられますので、慎重にならざるを得ません。このため、貴審議会からのご要望にはお応えできません。ご理解の程よろしく申し上げます。</p>
H21年度の対応状況	<p>常時公募(先着順)による売却を行いましたところ、平成21年11月売却に至りました。そのため、市有地ではなくなりましたので、活用についての検討の余地はありません。<b>（調整済み）</b></p>

◇ 水路整備（護岸）（P178：②河川・水路の浚渫と整備）

～大雨の際の浸水や浸食によるのり面崩落などがあり、水路整備（護岸）の早急な対応を要望します。また、現在旧柳川市の蒲池地区で国営水路の整備が行われていますが、常時水深2メートルを保つ計画で事業が行われており、小学生などが誤って転落した際には、かなり危険な状況にあります。そのため、水路の要所に救助を行える道具を設置するよう国へ働きかけを要望します。

対応課	水路課
20年度までの対応状況	<p>大雨による水路の法面崩壊については地元行政区長や水路委員長より報告を受け、市と地元で調査を行い法面の崩壊・浸食の程度により、災害復旧事業の制度を活用し水路護岸の整備を行っています。</p> <p>国営水路への救助のための施設設置については、国、県及び関係市町で浮き輪を設置する案が検討されましたが、子供たちが遊具として使用し、逆に危険になることが予想されるために見送りとなりました。</p>
H21年度の対応状況	<p>大雨による水路の法面崩壊については地元行政区長や水路委員長より報告を受け、市と地元で調査を行い法面の崩壊・浸食の程度により、災害復旧事業の制度を活用し水路護岸の整備を行っています。</p>
H22年度の対応状況	<p>引き続き災害復旧事業の制度を活用し水路護岸の整備を行っています。</p> <p>国営水路に関しては、関係機関と定期的にパトロールを実施しており、安全確保の観点から既存護岸において、昭代中学校付近2kmに38箇所のステップを取り付けました。また、蒲池地区の国営水路については、現在、片側で100m毎に1ヶ所のステップを両岸に交互に取り付けております。</p>
H23年度以降の対応状況	<p><b>大雨による水路の法面崩壊については地元行政区長や水路委員長より報告を受け、市と地元で調査を行い法面の崩壊・浸食の程度により、災害復旧事業の制度を活用し水路護岸の整備を行っています。</b></p> <p>国営水路に関しては、平成20年度より国と定期的にパトロールを実施しており、安全確保の観点から既存護岸において、今後も、ステップ取り付け等を検討していきます。</p>

◇ 新庁舎建設（P67：②公共・公用施設等の適正配置）

～重要な案件では、各庁舎を往復する必要があったり、その庁舎では対応できないものがあるなどの声があり、全分野が一緒になった庁舎建設の検討を要望します。

対応課	財政課 → 企画課
20年度までの対応状況	行政事務を効率的に行うには、分庁方式より本庁方式が望ましいと考えますが、新庁舎建設については、膨大な財源を必要とするものであります。厳しい財政状況の中、優先すべき事業を多く抱えていますので、現時点ではまったく白紙の状態であり、将来的検討課題として考えています。
H21年度の対応状況	状況に変化はありません。
H22年度の対応状況	庁舎建設については、統廃合の是非を含め、平成23年度より議会と検討を進めています。
H23年度以降の対応状況	<b>庁舎検討委員会（委員長：副市長、委員：全部長 他）を設置し、統合庁舎整備に向けた協議を庁内で実施し、協議結果を議員全員協議会に随時報告し、将来の庁舎のあり方について執行部と議会共同で検討している。合併特例債の使用期限である平成26年度末までの整備を前提に協議を進めたが、その後、合併特例債の使用期間を合併後10年から15年に延長する方針が国から示されるなど協議に当たっての前提条件に大きな変化が生じたため、合併特例債延長の見通しが立つまでの間の協議中断について市議会に申し入れを行い、現在協議が中断している。</b>

## ■新市建設計画の執行状況（計画に基づく主な事業）

### □新市建設計画について

平成 16 年 6 月に合併協議会において、合併後 10 年間（平成 17 年度～26 年度）の新市建設の指針として策定されたもので、新市の概況、まちづくりの課題、新市建設の基本方針、新市の施策、財政計画などがまとめられています。

### □計画に基づく主な事業について

新市建設計画には、新市建設の基本方針として、産業振興、都市基盤、生活環境、福祉・保健・医療、教育・文化・スポーツ、住民参画・行財政の 6 つの柱により示しています。

合併後に取り組んできたそれぞれの柱ごとの主な事業は次のとおりです（事業費は、平成 17～23 年度決算ベース）。

### ◇地域特性を生かした活力ある産業づくり（産業振興対策）

事業名	事業費	対象地域
農村総合整備事業	9 億 227 万円	柳川、大和、三橋
農村振興総合整備事業	3 億 3,207 万円	柳川、大和、三橋
高収益型園芸産地育成事業	2 億 4,752 万円	柳川、大和、三橋
漁港建設事業	18 億 2,588 万円	柳川、大和
漁業団地整備事業	14 億 472 万円	大和
柳川市民まつり事業	8,475 万円	柳川、大和、三橋
柳川ブランド推進事業	1,229 万円	柳川、大和、三橋

### ◇豊かな風土と調和したやすらぎに満ちた都市基盤づくり（都市基盤整備）

事業名	事業費	対象地域
歴史を生かしたまちづくり事業	6 億 9,175 万円	柳川
三橋筑紫橋線都市計画街路事業	2 億 6,026 万円	柳川・三橋
密集住宅市街地整備事業	14 億 6,323 万円	大和
塩塚川高潮対策番所橋架替事業	2 億 4,648 万円	大和
柳川駅東部区画整理事業	70 億 4,454 万円	三橋
中山団地建替事業	7 億 9,075 万円	三橋
市道整備事業	27 億 2,470 万円	柳川・大和・三橋

◇安全で安心、うるおいのある生活環境づくり（生活環境対策）

事業名	事業費	対象地域
小型合併処理浄化槽設置事業	11億995万円	柳川、大和、三橋
消防署東部出張所建設	1億9,923万円	大和、三橋
防犯灯設置補助事業	1,825万円	柳川・大和・三橋
塵芥処理費	28億38万円	柳川、大和、三橋

◇やさしさとおもいやりの福祉・健康づくり（福祉・保健・医療対策）

事業名	事業費	対象地域
健康診査がん検診事業	5億8,915万円	柳川、大和、三橋
学童保育事業	3億4,160万円	柳川、大和、三橋
ファミリーサポートセンター事業	503万円	柳川、大和、三橋
コミュニティバス実証運行事業	561万円	大和・三橋

◇魅力と個性ある教育・文化づくり（教育・文化・スポーツ振興）

事業名	事業費	対象地域
共同調理場建設	6億3,938万円	柳川
柳河小学校施設整備事業	1億3,060万円	柳川
城内小学校施設整備事業	3億9,955万円	柳川
皿垣小学校校舎大規模改造事業	5,600万円	大和
藤吉小学校校舎改築事業	9億2,495万円	三橋
大和中学校校舎改築事業	2,902万円	大和
小学校5校耐震補強事業	2億4,165万円	大和・三橋
中学校2校耐震補強事業	2億1,480万円	柳川・三橋

◇協働による住民主役のまちづくり（住民参画推進）

事業名	事業費	対象地域
行政区活動支援事業	3億7,406万円	柳川、大和、三橋
コミュニティセンター建設整備事業	8,380万円	大和・三橋
校区公民館等既存施設改修事業	1,025万円	柳川

## ■柳川地域振興基金の用途について

### □地域振興基金について

合併協定項目中の取り決めで、旧市町で積み立てていた基金の一部について、旧市町単位で新たに当該地域の振興に資する目的の基金（地域振興基金）を創設し、合併後 10 年間に限って特例的に運用することとされました。

#### ◇ 合併協定項目より抜粋

基金のうち、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金は、合併時に統合するものとし、その他の基金については、旧市町単位で地域振興基金を創設し、10年間に限って特例的に運用する。ただし、三橋町の商工会館建設助成基金及び奨学資金等貸付基金は、従来の目的のまま引き継ぐ。

### □柳川地域振興基金について

柳川地域振興基金は、合併時に 8 億 6,659 万 2 千円が積み立てられ、平成 17 年度から平成 23 年度までについては、中学校の共同調理場建設、学校給食の強化磁器食器購入、城内小の施設整備、両開学童保育所整備などの財源として使われました。

7 年間で計 4 億 2,440 万 6 千円を活用し、平成 23 年度末の基金残高は、4 億 9,678 万 6 千円となっています。

平成 16 年度末残高		8 6 6, 5 9 2 千円	
平成 17 年度	積立額	4 5, 4 9 8 千円	【内訳】 福祉協会清算金 45,394 千円 利子収入 104 千円
	活用額	2 2, 8 5 6 千円	【内訳】 共同調理場調査 746 千円 地元出役報償費 5,999 千円 福祉巡回バス運行事業 4,706 千円 矢留小学童保育 11,405 千円
平成 17 年度末残高		8 8 9, 2 3 4 千円	
平成 18 年度	積立額	1, 2 0 1 千円	利子収入
	活用額	1 5 5, 7 0 0 千円	【内訳】 共同調理場建設費 145,000 千円 地元出役報償費 5,900 千円 福祉巡回バス運行事業 4,800 千円
平成 18 年度末残高		7 3 4, 7 3 5 千円	

平成 19 年度	積立額	1, 8 6 1 千円	利子収入
	活用額	2 2, 7 0 0 千円	【内訳】 地元出役報償費 3,400 千円 強化磁器食器購入 19,300 千円
平成 19 年度末残高		7 1 3, 8 9 6 千円	
平成 20 年度	積立額	5 8 6 千円	利子収入
	活用額	1 4, 0 0 0 千円	【内訳】 柳河小耐震事業 14,000 千円
平成 20 年度末残高		7 0 0, 4 8 3 千円	
平成 21 年度	積立額	2, 9 7 3 千円	利子収入
	活用額	8 0, 0 0 0 千円	【内訳】 城内小施設整備 60,000 千円 柳河小プール整備 20,000 千円
平成 21 年度末残高		6 2 3, 4 5 6 千円	
平成 22 年度	積立額	1, 2 9 4 千円	利子収入
	活用額	0 千円	
平成 22 年度末残高		6 2 4, 7 5 0 千円	
平成 23 年度	積立額	1, 1 8 6 千円	利子収入
	活用額	1 2 9, 1 5 0 千円	【内訳】 旧柳川ホテル跡地購入 123,250 千円 両開校区学童保育所整備事業 5,900 千円
平成 23 年度末残高		4 9 6, 7 8 6 千円	

□各地域振興基金の状況

大和、三橋の地域振興基金の状況は次のとおりです。

		大和地域振興基金	三橋地域振興基金
<b>H16 年度末残高</b>		<b>620,000千円</b>	<b>1,830,000千円</b>
H17 年度	積立額	47,629千円	4,188千円
	内訳	□大坪奨学金清算金 43,809千円 □福祉協会清算金 3,610千円 □利息収入 211千円	□福祉協会清算金 4,049千円 □利息収入 139千円
	活用額	20,974千円	51,466千円
	内訳	□環境整備事業補助 15,784千円 □六合小学童保育 5,190千円	□土地区画整理事業 50,000千円 □垂見小学童保育 1,466千円
<b>H17 年度末残高</b>		<b>646,655千円</b>	<b>1,782,722千円</b>
H18 年度	積立額	873千円	2,408千円
	内訳	□利息収入 873千円	□利息収入 2,408千円
	活用額	71,800千円	87,000千円
	内訳	□漁業団地建設事業 41,000千円 □皿垣小大規模改造 15,000千円 □環境整備事業補助 15,800千円	□土地区画整理事業 60,000千円 □藤吉小校舎等建設 27,000千円
<b>H18 年度末残高</b>		<b>575,728千円</b>	<b>1,698,130千円</b>
H19 年度	積立額	1,459千円	4,303千円
	内訳	□利息収入 1,459千円	□利息収入 4,303千円
	活用額	40,000千円	125,000千円
	内訳	□漁業団地整備費 40,000千円	□土地区画整理事業 60,000千円 □藤吉小校舎等建設 65,000千円
<b>H19 年度末残高</b>		<b>537,187千円</b>	<b>1,577,433千円</b>
H20 年度	積立額	570千円	1,094千円
	内訳	□利息収入 570千円	□利息収入 1,094千円
	活用額	28,000千円	86,000千円
	内訳	□漁業団地整備費 20,000千円 □B&Gトイレ整備 8,000千円	□土地区画整理事業 80,000千円 □矢ヶ部小学童保育 6,000千円
<b>H20 年度末残高</b>		<b>509,757千円</b>	<b>1,492,527千円</b>

		大和地域振興基金	三橋地域振興基金
H21 年度	積立額	2,017 千円	6,434 千円
	内訳	□利子収入 2,017 千円	□利子収入 6,434 千円
	活用額	8,000 千円	80,000 千円
	内訳	□漁業団地建設事業 8,000 千円	□土地区画整理事業 80,000 千円
<b>H21 年度末残高</b>		<b>503,774 千円</b>	<b>1,418,961 千円</b>
H22 年度	積立額	954 千円	3,575 千円
	内訳	□利子収入 954 千円	□利子収入 3,575 千円
	活用額	23,890 千円	80,000 千円
	内訳	□漁業団地建設事業 5,490 千円 □大和中用地購入費 18,400 千円	□土地区画整理事業 80,000 千円
<b>H22 年度末残高</b>		<b>480,838 千円</b>	<b>1,342,536 千円</b>
H23 年度	積立額	808 千円	2,933 千円
	内訳	□利子収入 808 千円	□利子収入 2,933 千円
	活用額	19,603 千円	88,844 千円
	内訳	□コミセン建設事業 103,030 千円 □大和中整備事業 5,900 千円	□コミセン建設事業 69,711 千円 □矢ヶ部小駐車場整備事業 19,133 千円
<b>H23 年度末残高</b>		<b>462,043 千円</b>	<b>1,256,625 千円</b>